

「消費税及び地方消費税の確定申告に関するお知らせ」の文言の修正箇所

利用者識別番号 1234567890123456

簡易課税用

整理番号 12345678

株式会社NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNN

殿

NNNNN税務署長

平成XX年XX月XX日

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について

平成XX年XX月XX日

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、課税期間終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が消費税及び地方消費税の納期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。  
なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合を除きます。)には、確定申告書を提出する必要はありません。

(注) 1. 上記にかかわらず、新規に設立された法人のうち、当該事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人については、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)においては、確定申告書を提出する必要があります。  
なお、基準期間の課税売上高が計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則としてその基準期間の課税売上高により納

以外に加算税や延滞税を納付していただくこととなります。

延滞税は、原則として、その法定納期限の翌日から納付される日までの日数に応じ、未納に係る本税の額に年「14.6%」の割合を乗じて計算した額となります。

なお、納付の期限を超過して、納付の相談もなく滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署にご相談ください。

(注) 納付が遅れますと、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

延滞税の割合は次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで………年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合(年単位(1月1日～12月31日))で適用)
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後………年「14.6%」

なお、修正申告及び期限後申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合がありますので、税務署(管理担当)にご相談ください。

◎ 一般用の申告書には付表2を、簡易課税用の申告書には付表5を、それぞれ申告書と併せて提出してください。

なお、旧税率(3%)が適用された取引がある場合、一般用の申告書には、付表2ではなく付表1及び付表2-(2)を、簡易課税用の申告書には、付表5ではなく付表4及び付表5-(2)を、それぞれ申告書と併せて提出してください。

◎ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書」を申告書と併せて提出してください。

◎ 免税事業者である法人に対しても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していない場合には、納付書をお送りしていることがありますので、該当する場合には、当署までご連絡ください。

◎ 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、[国税庁ホームページ\(http://www.nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)

◎ e-Taxについてご不明の点がありましたら、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

TEL 0570-015901

◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

「仕入控除税額に関する明細書」から「消費税の還付申告に関する明細書」に文言を修正しました。